



社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き



◆営業時間ご案内◆

- ・9時～18時（土日祝日を除く）

明けましておめでとうございます。お正月は皆さまどのようにお過ごしでしたでしょうか？

先日、アマゾンでお点前セットを買いました（インターネットで探すと、アマゾンで売っていました！）。早速嬉しくて使ってみたところ、茶筌をお茶碗の中でしたかしゃか動かすたったそれだけのことが楽しく、かつ“ほっと”できるので、つつい毎日お茶を立てて飲んでいます。一人で「結構なお点前でした…」なんて言いながら、ほんの少し満足できる時間です。



しぐさで見抜く相手のホンネ

人との関わり方が繊細になってきている現代では、会ったときにいかに短い時間で相手の本心をつかみとれるかが、良好な人間関係を築くためにとても重要です。参考にしてみてください（^.^）（扶桑社文庫、匠 栄一監修から抜粋）

いつも折りたたみ傘を持ち歩いている人は…？

同僚と外回りの営業に出たら、突然の雨。天気予報では雨と言っていなかったのに、傘は持ち合わせていません。ところが、同僚のほうはというと、カバンから折りたたみの傘をすぐさま取りだしました。

このように、折りたたみ傘を常に持ち歩く人というのは、何事にもなにかしらのトラブルが起こりうることを想定し、その対処法をきちんと準備しておく慎重派といえます。

一方、天気予報が雨の日に、少々邪魔くさい大きな傘を持ち歩く人は、いわば「わが道を行く」タイプ、雨が降るまでは傘を持たない面倒くさがりな人は「大胆」な性格と言えるようです。

★これで完璧！ 1月の事務



☆法定調書、給与支払報告書の提出☆

年末調整が終わると、引き続き源泉徴収票と給与支払報告書を税務署・市区町村へ提出しなければなりません。報酬や不動産の使用料等の支払いがあった場合にも、合わせて法定調書合計表に記載し、一定の金額以上のものについては合計表に添えて税務署へ提出します。

給与支払報告書については、1月1日現在の住所地の市区町村ごとに提出を行います。提出はどちらも 1月31日が期限です。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

12月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、1月10日までに納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

12月分の社会保険料・児童手当拠出金を 1月31日までに納付。

☆11月決算法人の確定申告と納税☆

11月決算法人の確定申告と納税、5月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 1月中の決算応答日までです。



オウム平田・斎藤容疑者にみる 偽名雇用のなぞ

正月明け、突如出頭してきたオウムの平田容疑者と、その 17 年にもわたる逃亡生活を全面的に支えてきた斎藤容疑者、斎藤容疑者は仕事・身分証明書・住処を偽りの名前で手に入れていました。なぜそんなことが可能だったのでしょうか…？

健康保険証は、正確には「健康保険被保険者証」といいます。会社は人を雇うと、正社員や正社員の 4 分の 3 以上働くパート・アルバイトについて、健康保険（同時に厚生年金保険も）に加入させることになっています。手続きは、日本年金機構や健康保険組合などに対して行います。手続きは、所定の用紙に記入して提出すればよく、特に複雑な証明書類を一緒に提出する必要はありません（扶養家族については証明書類が要る場合あり）。これは役所サイドとしては、会社がその人を雇うに際して、きちんと会社自身が身元確認をしているでしょう、という認識だからです。たしかに以前は、本人の身分確認をするために、戸籍謄本・住民票・身元保証書等々の書類一式を入社時に提出させていました。ところが、昨今の個人情報保護であったり、求人募集の際に、本人に直接関係のない家族や資産のことは尋ねてはならない、という国の指導があったりで、雇う側も身元確認に及び腰になっているのが現状です。本人が提出する履歴書では、本人確認にはなりません。（以前、保険の加入をしようとして本人から年金手帳を出してもらったところ、実際は 5 歳以上も年が上だった、という冗談のような本当の話もありました。）

また、斎藤容疑者はマンションに住み、平田容疑者をかくまっていたということですが、このマンションも自らが契約したのではなく、事業主が借りて社宅として提供していたそうです。通常、賃貸契約をする際には住民票などの提出を求められますが、これも社宅＝契約者は会社、とうまくやったものです（どういういきさつで、社宅を提供することになったかまでは私は存じませんが）。

この話から、「本人確認」は雇用主の責任としてきちんと行わなければならないことを実感しました。中小零細企業だから細かいことはしない、ではなく、逆にきちんと細部までつめておく必要があるはず。住民票については提出を求めてはいけないことになっていますが、その代わりに「住民票記載事項証明」は提出を求めるべきでしょう。求人募集時の情報収集についても、興味本位で関係ないことを聞きすぎるのはよくありませんが、例えば、小さいお子さんのいる方に、お子さんが体調不良になったときの対処方法や（しょっちゅうお子さんを理由に休まれては困る）、販売・受付・経理等でお金をさわる職種の方には、家族の仕事内容（配偶者は健全に仕事をしているか）なども必要な情報でしょう。面倒がらずに必要な情報を得るようにしなければ、結局最後に迷惑をこうむるのは雇っている会社、という今回のような事態に陥ってしまうのです。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽渕貴久子

〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

